

給食供給者届出 審査基準

【事務の根拠、届出事項等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第五条の六第一項

給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始したときは、規則で定める場合を除き、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、給食施設の設備の構造を表示した図面を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 給食施設の所在地
- 三 給食施設の名称
- 四 一日に供給する各回ごとの食数
- 五 食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)の氏名
- 六 設備の大要
- 七 食事の供給を開始した年月日
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第七条の三第一項

条例第五条の六第一項の規定による届出は、別記第十号様式の五による届書による。

【届出の対象外】

規則第七条の三第二項

条例第五条の六第一項の規則で定める場合は、同項の届出に係る給食施設について健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十条第一項の規定による届出がなされた場合とする。

参考条項

健康増進法第二十条第一項

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

別記第10号様式の5(第7条の3関係)

(表)

年 月 日	
殿	
郵便番号	
住 所	
給食供給者	
電話番号	
フリガナ 氏 名	
年 月 日生	
〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
給 食 開 始 届	
下記のとおり給食施設における食事の供給を開始したので、食品製造業等取締条例第5条の6第1項の規定により届け出ます。	
記	
給食施設の所在地	
給食施設の名称	
食事の供給を開始した年月日	年 月 日
添付書類 1 給食施設の平面図 2 設備の概要	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

給食施設運営状況票

施設区分 ※	給食施設名		保健所名 ※		
—					
郵便番号 所在地		電話番号			
供給食数		食数	食品衛生責任者	氏名	
	朝飯			免許等の種類等 (○を付ける。)	栄・調・製・食鳥・船舶・ 食管・食監・養講・補講・ その他() 年 月 日 第 号
	昼飯				
	夕飯				
	その他()				
合計					
施設規模分類 (○を付ける。)	1 給食施設(I)	〔1回20食以上50食未満又は 1日50食以上125食未満〕			
	2 給食施設(II)	〔1回50食以上300食未満又は 1日125食以上750食未満〕			
	3 給食施設(III)	1回300食以上又は1日750食以上			
施設種類 (○を付ける。)	1 学校・幼稚園	2 病院・診療所	3 工場・事業所		
	4 児童福祉施設	5 社会福祉施設	6 ボランティア給食		
	7 その他()				
給食調理従事者数		人	定員	人	

(注意) ※の欄は記入する必要はありません。